

平成 26 年度事業計画

《事業方針》

平成 26 年度は、昨年の改正生活保護法ならびに生活困窮者自立支援法の成立により、救護施設を取り巻く環境は大きく変化して来ています。特に生活困窮者対策は「中間的就労」支援の受け皿として大きな課題となっています。本年度も「個別支援計画」に基づき利用者さん個々の可能性を見出せる様サポートし、生きがいある施設生活と、3 年目に入る「居宅生活訓練事業」の継続を進めて参ります。

<重点目標>

1. 生活意欲の醸成

日常生活を通して生活の主体者としての「自覚」と「自主性」を養い、施設内（ADL）自立を目指し、個別支援計画書に基づき支援をしていきます。

また、行事の見直しを継続し、『参加型』レクも多く取り入れ、生きがいとしての生活目標を持つことにより、生活意欲の醸成を図ります。

2. 健康管理

利用者さんのうち精神疾患者が半数を上回る現状においては、精神科嘱託医とより連携を密にし『日常の観察』に重点を置き、疾病への対応と早期発見・早期治療に当たります。また、施設内感染対策及び、各種検査等の充実を図り「施設内リハビリ訓練」の充実も図ります。

3. 給食

集団給食に変化を持たせる意味からも、外食レクに加え、行事食を充実させると共に食事の時間の見直しを図り、『楽しい食事』となるように利用者さんの声を反映していきます。

4. 環境整備

高齢化、重度化による日常生活動作（ADL）の見直しに基づき、今年度も給排水設備、居室及び、共用部分、外構の改修など保守点検を含む『施設整備』を継続していきます。

5. 虐待・拘束の防止

重度高齢化に伴いADLの低下は顕著であります。しかし、身体拘束を含め個々の人権を十分尊重した対応を心がけると共に、利用者さんの安全確保に努めます。

6. 防災・訓練

例年実施している『職員非常呼集』を継続し、施設としての危機管理意識を高めると共に、高齢化、重度化に対応した「介助避難」に重点を置き、非常食（飲料水）の更なる備蓄増及び、防災用品の充実を図ります。

一方、訓練の一環として、作業は利用者さんの自主性を促すと共に『生きがい』につながることから作業量の確保に努め継続します。

7. 地域交流

施設行事や町内会行事を通して交流を密にし、施設資源の活用として施設の開放、器具、備品等の貸し出しに協力します。又、施設主催の行事等には『ボランティア』としての協力も継続していきます。

8. 家族との交流

毎年の帰省に加え、刊行物（みちしば）の発行による「情報の開示」と、施設行事に来ていただくなど積極的に交流を図ります。又、『ホームページ』の活用も図り、より一層の理解を深めていきます。

9. 緊急一時保護

近年は減少傾向にありますが、必要不可欠な事業として、社会的ニーズに対応すべき『セーフティネット』の役割を果たしていきます。

10. マニュアル対策

各種マニュアルの整備を行うと共に、リスクマネジメントへの対応として、苦情解決委員会、ヒヤリハット対策委員会など「各種委員会」の活用を図り、危機管理に対応すると共に『実践的なマニュアル』の見直しに取り組みます。

一方、昨年度は評価機関による「第三者評価の受審」も実施し、その結果を踏まえ施設の資質向上に繋げて行きます。

11. 職員体制

配置基準を厳守し業務の見直しと共に利用者さんの日常生活動作（ADL）の変化に対応した「勤務体制」を確立し、より良い処遇の向上に努めます。又、利用者さんの多様なニーズにこたえる為には職員の資質の向上は欠かせないことから、『内部研修』の充実を図ると共に資格取得にも積極的に援助を行っていきます。健康管理面では生活習慣病検診における「検査項目の増設」と『感染症対応の検査』なども積極的に実施継続していきます。

一方、職員処遇は昨年との給与格付見直しに引き続き一般職の俸給アップを図り、職員の労働意欲の低下をきたさぬよう法人内で十分協議し、最善の対策を実施します。

最後に各種補助金の消滅はもとより措置費の減額改定の続く中、運営方針は『定員確保』（100名）を最重点に置き、職員の創意工夫と協力のもと効率的な予算執行を心掛けた施設運営を実施して参ります。

※救護施設居宅生活訓練事業

【事業概要】

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援するもの。

《処遇計画》

静心寮の基本理念である「人として尊重され、一人ひとりの満ち足りた生活を築きます」の下、人権を尊重し生活の場として満足でき、その人らしい豊かで安全な生活を送れるように支援していきます。

利用者さんの最低限度の生活を保障（衣食住の提供）すると共に、日常生活の観察を通し異常の早期発見と健康維持に努めます。家族との交流、作業、機能訓練、レクリエーション、クラブ活動、防災訓練等により安心して生きがいのもてる生活ができるように支援していきます。また利用者さん自身が問題を解決できるように共に考え支援していきます。

満足度の高い生活を実現する為に、利用者さんの希望、要望の確認をします。心身の状況や社会的な状況を丁寧にアセスメントし生活課題や目標を利用者さんと共に考えていきます。個別支援計画の策定に努め、利用者さんの要望にそった生活が出来るように支援していきます。

地域生活への希望のある利用者さんについては地域の社会資源の活用や居宅生活訓練事業を通じて施設から地域社会への移行を目指すと共に、最後のセーフティネットとしての役割を果たす為、循環型の施設をめざし他法による支援が必要な利用者さんには積極的に活用出来る様支援していきます。今後は全ての利用者さんの支援計画を全国救護施設協議会、救護施設個別支援計画書へ移行すると同時に順次、実践、見直しを行ないます。

【1・重点目標】

- 1.その人らしい自立した生活
- 2.利用者さん個々の満足度の高い生活
3. 健康と残存能力の維持

2. 処遇方針

利用者さんの高齢化に伴い、予想しない転倒や思いがけない事故等が増えてきています。日常生活での変化を見逃さず的確に把握する事、機能訓練を行い未然に防ぐように努めます。

利用者さんひとりひとりが安全で満足感のある生活を送っていただく為に、希望、要望を大切に目標を達成する為に職員間の連携を十分にとり協力し支援していきます。

温かい人間関係を築き数々の行事やクラブ活動により潤いのある日常生活を過ごして頂きます。また安全な生活環境づくりに努めます。関係機関と協力し指導・支援を行います。

3・生活指導

基本生活の充実を図り次のことに留意し個別支援をしていきます。

- ① 清潔を保ち、健康に留意すること。
- ② 利用者間の良好な関係をつくること。
- ③ 充実した日常生活を送るため、作業、クラブ、レクリエーションの参加を促すこと。
- ④ 小遣いは計画的・有効的に使うこと。
- ⑤ できることは自分ですること。
- ⑥ 日常生活の安全を図り、事故の防止に努めること。
- ⑦ 目標を持った生活を送れるよう支援すること。

4・家族との交流

開設記念行事など気軽に施設に来て頂ける機会を提供するとともに、機関紙「みちしば」の発行を通して、施設の事や利用者さんの生活の事を知って頂きます。

5・作業訓練

「紙袋作業」「割箸作業」を通じ、規則正しい生活習慣の獲得や継続、精神的・身体的機能回復や社会的適応能力の向上を支援していきます。障がいの程度や利用者さんの特性に応じた作業内容を検討し実施します。作業内容、種類の検討や作業量の確保を図るためにも業者との連携を密にしていきます。

また、「畑作業」も継続し、作物については、利用者さんの意見も取り入れながら、育むことや収穫、そして味覚の喜びを感じて頂けるよう実施します。

6・機能訓練

筋力の低下による転倒事例が増えてきていることから、健康保持と体力の維持、向上を目標に理学療法士の指導のもと個別のリハ訓練を日課に取り入れ2グループに分け実施します。日々の運動については、ラジオ体操や散歩を継続します。また散歩については夏期間は朝におこない、冬期間は施設内でおこなうなど工夫して実施します。

7・レクリエーション

別紙行事予定表にもとづき実施します。集団での実施が困難であり利用者さんの身体状況に合わせグループわけを行い、誰もが楽しめる風情のあるレクリエーションの実現を目指します。

8・クラブ活動

余暇の活用を図り、個々の希望のクラブに参加して頂きメリハリと潤いの持った生活の実現を目指します。また合同行事での発表や開設記念行事での展示、販売活動を通して活力のある活動をします。

1) 書道クラブ

個性を尊重し楽しく自由に書く事を目標とし季節感のある文字、絵を取り入れ墨汁、淡墨で変化を楽しんで頂きます。

書初めはクラブ員以外の利用者さんにも参加して頂きます。

2) 陶芸クラブ

外部講師による指導のもと、楽しみながら作品作りをします。屋外スペースでの活動の為、天候や実施日を考慮し取り組みます。興味のある利用者さんにはクラブ員に関係なく声をかけ陶芸体験を楽しんでいただけるように活動します。

3) 舞踊クラブ

利用者さんの高齢化に伴い従来の日本舞踊ではなく外部ボランティアの指導のもと楽しみながら踊る事、体を動かす事を第一とし踊りの内容には拘らず無理がかからない様に活動します。

4) 華道クラブ

感性を生かし自由に楽しみながら花を活けます。行けた花は寮内に展示し鑑賞して頂きます。

5) 茶道クラブ

月に一度お茶会を開き、利用者さんを6名お招きし、ゆっくりとした雰囲気の中、茶道(裏千家)の基本を覚え、お茶を楽しみます。

6) 音楽療法

外部講師による指導のもと、楽しいひと時を過ごすとともに、リハビリ訓練の一環として生理的・心理的な効果を応用して心身の健康の回復や活性化を図ります。

7) 寮心太鼓

外部講師の指導のもとで和太鼓を楽しみ無理のない練習を行うと共に発表の場を設け、練習の成果を発表します。また、利用者さんの状況に合わせて一部、二部に分け楽しめる活動をしていきます。

9・防災訓練

防災対策として利用者さんの高齢、重度化に対応した火災訓練を年間3回行うと共に、地震を想定した訓練を年間1回行います。2階で生活をしている利用者さんは、屋上から1階までスロープを使い滑り降りる訓練も行います。地震訓練当日の昼食、夕食時に非常用保存食(食料、水等)を実際に食べてもらい、体験していただくことで、より実践的な訓練を実施します。近年、自然災害が多発していますが、今後も利用者さんが安心・安全な施設生活を送れるように努めます。

10・地域社会との交流

地域住民の一員として積極的に地域とのかかわりを持ちます。開設記念行事には地域住民の方をご招待します。またボランティアの受け入れを通して施設の理解を深めて頂きます。北郷瑞穂町内会の夏祭りの参加を通し交流を図ると共に街路清掃を通し地域の美化に努めます。

11・給食

健康維持、生命維持を目的とし、必要な食事提供を目標にしていきます。

近年塩分制限の取り組みが必要とされてきています。男性9g 女性7.5g 未満の目標値へ近づけるよう努力していきます。

食品鮮度の確保、保存食確保を行い事故防止に努め、衛生管理にも目を配り、清潔な厨房管

理をしていきます。

給食会議での意見を反映させ、楽しみの一つとなる給食づくりに努めます。

1 2・健康管理体制並びに保健衛生

利用者の加齢による重度化が進むなか、日頃の観察に重点を置き、疾病の早期発見に努め、嘱託医との連携を密にし健康管理を行っていきます。

また、身体機能の低下を防止するため、施設内で理学療法士の指導のもと職員がかかわり個別の運動を実施していきます。

利用者の各種検査なども定期的に行い、感染対策にも積極的に取り組んでいきます。

- 1) 定期的な居室の消毒と浴槽の湯の菌の検査を実施します。
- 2) 利用者に対して各種健康診断の必要性を理解してもらい疾病の治療に努めます。
- 3) ノロウイルス、インフルエンザその他の感染予防にも適切に対応していきます。
- 4) 嘱託医並びに協力医療機関との連携体制を図り、医務室の充実に努めます。
- 5) 利用者の急変時にそなえ、AED 導入にていち早く応急手当ができるように努めます。
- 6) 肺炎予防のため（70 歳以上必要者のみ）肺炎球菌ワクチン接種を対応していきます。
- 7) 理学療法士の指導のもと職員が関わり「リハビリ訓練」を行い、利用者の機能低下防止に役立てていきます。
- 8) 月別保健衛生計画は別表のとおり実施します。

保健衛生計画表

4 月	胃癌検診
5 月	定期身体測定（体重・血圧）
6 月	コスモ脳外定期 MRI 検査（一部）
7 月	胸部検診（検診車）・内科通院者定期採血
8 月	レジオネラ菌検査
9 月	アースレット消毒
10 月	内科通院者定期採血
11 月	インフルエンザ予防接種
12 月	定期身体測定（体重・血圧）
1 月	レジオネラ菌検査
2 月	乳癌・子宮癌検診（個別通知により）
3 月	内科通院者定期採血

<p style="text-align: center;">定 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 内科寮内診察（第 1・第 3 水曜日） ② 精神科寮内診察（月 1 回 第 2 火曜日） ③ 皮膚科寮内診察（月 1 回 第 3 水曜日） ④ 脳外科寮内診察（月 1 回 第 3 土曜日） ⑤ 歯科寮内診察（毎週木曜日） ⑥ 定期身体測定（体重・血圧） ⑦ 内科通院者採血・検尿（4 ヶ月に 1 回） ⑧ 機能訓練
<p style="text-align: center;">随 時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 通院介添え ② 健康相談 ③ 救急看護 ④ 口腔衛生 ⑤ 要観察者（体重・血圧等）

居宅生活訓練事業

【目的】

利用者さんが円滑に居宅生活に移行できるように、施設において居宅生活に向けた訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート）を利用し、居宅生活に近い環境で実体験的な生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。

【対象者】

地域での生活を希望し、居宅生活訓練を行なうことにより、居宅生活を送ることが可能であると施設長により選定された者とする。今年度は、3名の居宅生活訓練を予定する。

【訓練期間】

訓練期間は、原則1年間とする。ただし、訓練期間の延長により退所が見込まれると評価された場合は、さらに1年以内の延長訓練を実施する。また、地域性を考慮し冬期間の居宅生活訓練は必ず行うものとする。

【訓練用住居】

日照ハイツ A 棟 102 号室及び、B 棟 101 号室にて居宅生活訓練を行う。

【事業の実施】

居宅生活訓練の実施に当たっては、居宅生活訓練担当指導員を中心に職員同士連携し、訓練対象者の心身状況を踏まえながら実施していく。

- ①本人の希望、意思を確認し家族の同意を得て、職員、関係機関と協働し実施する。
- ②アセスメント、モニタリングを適宜行いながら、個別の居宅生活訓練計画に基づき実施する。

【訓練内容】

- ①日常生活訓練（炊事、洗濯、掃除、生活費管理等）
- ②社会生活訓練（公共交通機関の利用、買い物、対人関係の構築、地域活動への参加等）
- ③健康管理訓練（通院訓練、医師、看護師の説明の理解、薬の自己管理）
- ④月1回以上のミーティングと生活費の収支確認。
- ⑤その他、自立に向けた必要と認められる訓練

【緊急時の対応】

事業対象者及び近隣の住人などから連絡があった場合については、緊急対応マニュアルにのっとり迅速な対応をとるものとする。

年間行事計画表

月	行事予定	月	行事予定
4	誕生祝 第 34 回合同カラオケ交流会	10	誕生祝 第 40 回合同演芸会 一泊レク (遠距離) 外出とショッピング (狸小路・中心街)
5	誕生祝 第 61 回開設記念行事 ビデオ上映 外出とショッピング (東苗穂イオン)	11	誕生祝 サンピアザ水族館
6	誕生祝 定山溪一泊レク 野球観戦 外出とショッピング (東苗穂イオン) 外出と軽食	12	誕生祝 餅つき クリスマス兼演芸会 年越し
7	誕生祝 演芸会 さとらんど 外出とショッピング (東苗穂イオン)	1	誕生祝 第 37 回合同カルタ大会 書初め ビデオ上映 障害者歩くスキー
8	誕生祝 七夕 合同仮装盆踊り、合同花火大会 ビデオ上映 とんでんファーム 外出とショッピング (東苗穂イオン)	2	誕生祝 節分 (豆まき) ミニコンサート ゲーム大会
9	誕生祝 第 14 回合同パークゴルフ大会 秋祭り、東明寮姉妹施設交流 敬老会兼演芸会 とんでんファーム 外出とショッピング (東苗穂イオン)	3	誕生祝 ひな祭り兼演芸会